

令和8年度

幼保小合同連絡会



期 日：令和8年5月19日

徳島県教育委員会人権教育課

目 次

○令和 8 年度人権教育の推進と充実について	1
○令和 8 年度の主な事業等について	
・ 人権教育に関する主な事業一覧	5
・ 「“あわ” 人権学習ブラッシュアップ事業」について	6
・ 徳島県人権教育指導員制度（いのちを守る講師派遣事業）について	7
・ 「性的マイノリティ」学校教育支援スタッフ派遣事業について	10
・ 「心に虹をかけた まほうの言葉」作品募集について	12
・ 人権教育・啓発用パネルの貸出しについて	13
・ 「あったかハートつながり隊・ひろがり隊事業」について	14
・ 社会教育における人権教育資料の活用について	15
・ 「とくしま こころのサポート」動画について	17
○差別落書き・差別書き込みの防止について	18
・ 差別事件・事象の対応について	19
○児童虐待に係る連携の強化について	20
・ 学校（園）で虐待を疑ったとき・発見したときの対応について	21
・ 速報（児童虐待）受理票	22



令和8年度 人権教育の推進と充実について

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、園・所の教育活動・保育活動全体を通じて人権尊重の精神の涵養を図るとともに、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けた実践力を育成する確かな人権教育の推進と充実を図ってください。

1 人権尊重の理念

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（以下〔第三次とりまとめ〕とする。）には、人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚の側面に焦点を当てて分かりやすい言葉で表現するならば、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕であると述べられています。この〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕については、そのことを単に理解するにとどまることなく、それが態度や行動に現れるようになることが求められています。

2 人権教育の意義・目的

就学前の子どもに対する教育及び保育においては、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育む中で、人権尊重の意識を高めることが大切です。特に幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であるため、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める必要があります。また、遊びなどの生活全体を通して基本的な生活習慣の育成を図るとともに、自分の意思を伝えたり、相手を思いやる気持ちを育み、互いの違いや多様性を認め合ったりするなど、人とのかかわる力を身に付け、幼児期の発達に合わせた仲間づくりを進めていくことが求められます。

3 人権教育の推進と充実に向けて

（１） 人権尊重の精神に立った園づくり

- 園（所）の教育活動全体を通じた人権教育の推進
 - ・ 日常のすべての教育活動を人権が尊重された教育として実施
 - ・ 人権に関する学習を教育課程に位置付け、教職員の共通理解のもと、人権教育年間計画に基づいた計画的・組織的な人権教育の推進
 - ・ 同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、すべての学校において同和問題の解決に向けた積極的な取組を推進
 - ・ 教職員自身が個別人権課題の当事者等の思いを理解するとともに、人権問題の正しい認識を深めるための人権教育の徹底
 - ・ 「子どもの権利」についての正しい理解
- 信頼関係や温かい人間関係づくり
 - ・ 幼児が自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるような教育環境づくり
 - ・ 温かい人間関係につつまれた学級づくり
 - ・ 幼児の意識を共感的に受け止める幼児理解
- 豊かな体験活動の充実
 - ・ 人権に関する自主的な活動の推進（ボランティア活動、交流活動等）
 - ・ 人権作品の制作・発表の機会の充実（芸術文化活動）

(2) 指導内容・指導方法等の工夫・改善

- 指導事例・実践事例の活用
 - ・ 人権教育指導者用手引書「“あわ” 人権学習ハンドブック」
 - ・ 人権教育指導者用手引書Ⅱ「“あわ” 人権学習ハンドブック プラス」
 - ・ 「性の多様性を理解するために－教職員用ハンドブック－」
 - ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
 - ・ 「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」
- 態度化・行動化に結び付く指導の充実
 - ・ 「協力的・参加的・体験的な活動」の推進
 - ・ 知的理解を深め、人権感覚を育み、人権意識を高めるための取組の充実
 - ・ 普遍的な視点と個別的な視点の双方からの取組の充実
 - ・ 同和問題をはじめ様々な個別人権課題の解決に向けた取組の充実
- 生命（いのち）の安全教育の推進
 - ・ 令和5年度からすべての学校において生命（いのち）の安全教育を実施
 - ・ 幼児を性暴力・性被害の当事者にしない、またその背景にある性差別意識の解消に向けた教育の推進

(3) 園（所）・家庭・地域・関係機関等との連携

- ・ 人権教育をより効果的に推進するための綿密な協力体制の構築
- ・ 園（所）の主体性、教育の中立性の確保
- ・ P T A研修の充実と地域への発信
- ・ 地域の特色を生かし、地域と連携した人権教育の推進

(4) 教職員の資質の向上

- 校内研修の充実
 - ・ 知的理解と認識を深め、人権感覚を磨くための研修や指導内容・指導方法の改善・充実をめざした研修を行い、教職員の資質の向上を図る。
- 各種の人権教育研修機会への積極的な参加
 - ・ 「“あわ” じんけん講座」をはじめ、各種の研修機会を通じ、人権意識を高め、指導力の向上を図る。

4 人権教育推進上の留意点（計画的・組織的な人権教育を推進するために）

(1) 人権教育の推進体制に関すること

- 園（所）内推進体制の確立

人権教育推進担当者を置き、人権教育推進委員会を設置する等、園（所）長のリーダーシップのもと、園（所）全体で人権教育が推進できるよう、組織づくりを進める。
- 教育活動全体を通じた人権教育の推進

各園（所）務担当が緊密な連携を図り、教育活動全体を通じ、人権尊重の精神に立つ組織づくりを進める。その際、幼児が人格をもった一人の人間として尊重されるよう、一人一人を大切にする教育方針のもとで、これにふさわしい教育環境をつくる。そのため、信頼に基づくあたたかな人間関係の中で、園児の状況の把握、生活背景の理解に努める。

また、園（所）内において人権に関する課題・問題が生じた場合、教職員が共通理解を図りながら組織的にその解決が図られるようにする。

(2) 人権教育の計画に関すること

○ 人権教育全体計画・年間指導計画の作成

園（所）の教育目標の実現をめざした教育活動を展開する中で、人権尊重の精神の涵養が図られるよう教職員の共通理解のもとに、人権教育全体計画・年間指導計画を作成する。その際、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、人権に関する学習を教育課程に位置付け、人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」や「“あわ”人権学習ハンドブック プラス」、「性の多様性を理解するために－教職員用ハンドブック－」、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」の活用を図りながら教職員の共通理解のもと、全体計画・年間指導計画を作成する。

○ 実践及び取組の点検・評価、改善

人権教育全体計画・年間指導計画に基づいた実践及び取組等の点検・評価を組織的・継続的に実施し、全体計画・年間指導計画の見直しや指導内容・指導方法の改善につなげる。また、次年度への引継ぎを確実に行う。

(3) 人権教育の研修に関すること

○ 研修の計画・実施

教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識をもち、豊かな人権感覚を培い、人権問題を自分自身の問題として捉え、自らの意識改革を図ることができるよう、研修の充実を図る。園（所）内研修計画に人権教育の研修を位置付け、実施する。

○ 研修内容の工夫

教職員一人一人が豊かな人権意識を身に付け、人権感覚を磨くための研修や指導方法の工夫・改善をめざした研修の充実を図る。講師を招いた研修、フィールドワークやワークショップなどの体験的参加型の研修、保育研究会等、園（所）や教職員の実態に合わせて研修内容を工夫する。

○ 人権教育に関する各種研修会、研究大会

年間を通して、人権教育に関する各種研修会、研究大会が実施されている研修会、研究大会に参加することを通して、人権意識の高揚、資質・指導力の向上が図られるようにする。また、各種研修会、研究大会に参加した教職員は、園内研修等で報告を行う。

人権教育研究指定園（校）及び発表会等

① 令和8年度 文部科学省研究指定校

- ・板野西小学校 研究発表会 令和8年11月6日（金）
- ・三野中学校 研究発表会 令和8年11月20日（金）

② 令和8年度 多様性を認め合う人権教育推進協力校事業

- ・北小松島小学校
- ・羽ノ浦中学校

③ 令和7・8年度 県教育委員会研究指定園（校）

- ・板野西幼稚園 研究発表会 令和8年10月30日（金）
- ・穴吹高等学校 研究発表会 令和8年11月11日（水）

令和8・9年度 県教育委員会研究指定園（校）

- ・高越こども園
- ・鳴門渦潮高等学校

(4) 取組の点検・評価と改善

園（所）長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目標設定、年間計画の作成、環境の構成、保育内容の創造などの取組を組織的・継続的に行うことが肝要である。また、こうした人権教育の取組については、実施状況、成果と課題等について定期的な点検・評価を行い、その結果を踏まえて主体的な見直しを行い、指導の改善を図ることが必要である。さらに、その取組について、保護者や地域の人々に対しても積極的に情報提供することや、点検・評価に際しては、保護者の意見を聞く機会を設けることも重要となる。

(5) その他、人権教育に関すること

- 平成 28 年 12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」には、部落差別を解消するため、地方公共団体は「必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と明記されている。園（所）・学校において同和問題の解決に向けて積極的な取組を行うようにする。
- 資料・情報の収集・提供
人権教育を推進するにあたって必要な資料や指導事例・情報等を収集・整理し、活用できるようにする。

5 事業等を有効に活用した人権教育の推進（別紙参照）

- 「“あわ” 人権学習ブラッシュアップ事業」について
- 徳島県人権教育指導員制度（いのちを守る講師派遣事業）について
- 「性的マイノリティ学校教育支援スタッフ事業」について
- 人権教育・啓発用パネルの貸出しについて
- 「心に虹をかけた まほうの言葉」作品募集について
- 「あったかハートつながり隊・ひろがり隊事業」について
- 社会教育における人権教育資料の活用について
- 「とくしま こころのサポート」動画について

6 児童虐待、差別落書き、差別事件・事象発生時の対応（別紙参照）

「学校（園）で虐待を疑ったとき・発見したときの対応」「差別落書きの防止について」「差別事件・事象の対応について」を確認のうえ、適切に対応する。

【連絡先】 市町村立幼稚園・幼保連携型認定こども園は、所管する市町村教育委員会へ



人権教育の推進と充実について

- 教育活動全体を通して、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決やいじめをなくす人権教育を推進してください。
- 「人間の尊厳」や「生命の尊さ」を基盤にすえた人権共存社会の実現に向けた取組が大切です。
- 人権意識の高揚を図り、行動につながる実践力を養うために、指導内容や指導方法の工夫・改善を行い、人権教育の取組を継続してください。

1 学校教育における人権教育の充実

○人権教育研究指定

研究指定2年目（板野西幼、板野西小、三野中、穴吹高）
研究指定1年目（高越こども園、北小松島小、羽ノ浦中、鳴門渦潮高）

○「生命（いのち）の安全教育」の推進

当課ホームページで、「学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」資料を紹介しています

○「性的マイノリティ」学校教育支援スタッフ派遣事業

学校の要請に応じ、専門的知見を有するスタッフを職員研修の講師、ゲストティーチャー等として派遣します

○徳島県人権教育指導員制度（いのちを守る講師派遣事業）

研修会等に県が委嘱した講師を派遣します

○「あわ」人権学習ブラッシュアップ事業」

人権学習指導案や特色ある実践事例を当課ホームページに紹介します

○いのちと心の授業（いのちを守る子どもサポート事業）

県が委嘱した医師や看護師、助産師、臨床心理士等を派遣します

○「家庭人権学習動画」の配信

3 差別事件・事象、差別落書き発生時の対応

資料⑩⑪参照

2 社会教育における人権教育の充実

○「中・高校生等による人権交流事業」

県内の中学校・中等教育学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が交流し、人権尊重の理念や問題解決の実践力を養います

○「心に虹をかけた まほうの言葉」

作品募集事業 及び パネル貸出し事業

心が晴れた言葉や絆や命の大切さにつながる作品を募集し、優秀作品のパネル貸出しを行っています

○「あったかハートつながり隊・ひろがり隊事業」

県内の大学で、人権の視点に立った活動を行っているサークル等が、学校の要請に応じて活動プログラムを提供します

○社会教育における人権教育指導者研修会

市町村指導者の育成等を図る研修会を実施します

○社会教育における人権教育資料の活用

PTA等の学習活動や社会教育の場で活用してください

4 虐待を疑ったとき・発見したとき

資料⑫⑬⑭参照



「“あわ” 人権学習ブラッシュアップ事業」について

県内の各学校（園）では、それぞれの地域や学校（園）の特色を生かし、様々な人権教育の取組が実践されています。こうした人権教育の特色ある実践事例等を人権教育課のホームページで紹介していくことにより、県内の学校（園）における指導方法等の工夫改善につなげ、人権教育の一層の充実を図ることを目的としています。

◆人権教育研究指定校（園）の取組

文部科学省人権教育研究指定校事業・徳島県教育委員会研究指定業務を受け、「徳島県人権教推進方針」に基づき、[第三次とりまとめ]や「“あわ” 人権学習ハンドブック」「“あわ” 人権学習ハンドブックプラス」を活用した実践的な研究を進めている学校（園）の研究内容を紹介します。

◆人権教育総合推進地域の取組

文部科学省人権教育総合推進地域事業の指定を受け、学校（園）・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進している地域の実践内容を紹介します。

◆人権学習の実践事例【指導案（保育案）】の紹介

県内の学校（園）で実践された人権学習の指導案（保育案）を紹介します。幼児児童生徒が主体的、実践的に学習に取り組む授業づくり、効果的な学習教材の開発等の参考にしてください。

◆人権教育に関する特色のある実践事例の紹介

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の趣旨を踏まえた、「学校（園）の組織的な取組」・「指導内容・指導方法」・「研修」の実践事例等を紹介します。



【交流学习】



【環境づくり】



【教職員研修】

★人権教育に関する特色ある実践事例をご提供・ご紹介ください★

(1)【学校（園）の組織的な取組】

例えば・・・「学校（園）・家庭・地域が一体となった人権教育の実践事例」
「校種間連携、関係機関との連携による実践事例」など

(2)【指導内容・指導方法】

例えば・・・「協力的・参加的・体験的な学習を効果的に進めている実践事例」
「個別人権課題をテーマとして効果的に取り扱った実践事例」
「各教科等における特徴的な指導の実践事例」など

(3)【研修】

例えば・・・「指導に関する校（園）内研修の工夫改善に取り組む実践事例」
「学校（園）が地域等と連携して研修に取り組む実践事例」など

問合せ先：人権教育課教育推進担当 （電話）088-621-3157

「徳島県人権教育指導員制度」について (いのちを守る講師派遣事業)

1 目 的

人権教育指導員（いのちを守る講師）（以下、「指導員」という。）を選任し、学校、市町村教育委員会等が主催する研修会等において指導を行うことにより、「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育を推進し、人権尊重社会の実現に資することを目的としています。

2 派遣対象

次のような研修会等において指導助言を行うため、指導員を派遣します。

- (1) 国・県の指定する事業
- (2) 徳島県教育委員会の実施する人権教育関係事業、研修会等
- (3) 学校、市町村教育委員会等の実施する研修会等
- (4) その他県教育委員会が認めるもの

3 派遣申請

指導員の派遣を希望する学校、市町村教育委員会等は、あらかじめ徳島県教育委員会人権教育課に連絡し、当該派遣要請の可否を確認した上で、各指導員と日程、内容等について打合せを行ってください。その後、派遣申請書（様式1）を人権教育課に提出するとともに、派遣依頼書（様式2）を指導員へ送付してください。終了後には、実施報告書（様式3）を人権教育課に提出してください。申請手順については、別紙を参考にしてください。

※ 1回あたりの指導時間は2時間、同一団体（学校、市町村教育委員会等）への派遣回数は年間3回を限度とします。

4 経 費

指導員に対する謝金及び旅費は、別に定める基準により、人権教育課が負担します。

5 指導員・指導内容等

「徳島県人権教育推進方針」に示されている個別人権課題や普遍的な視点についての指導ができる指導員を選任しています。徳島県教育委員会人権教育課のホームページに、指導員名簿と各様式を掲載するとともに、各様式については各校種のグループウェア掲示板に掲載しますので活用してください。

なお、指導員の連絡先については、徳島県教育委員会人権教育課までお問い合わせください。

〈 問合せ先：人権教育課教育推進・支援担当 電話 088-621-3155 〉

(別紙)

いのちを守る講師派遣事業

徳島県人権教育指導員派遣の手順

- 1 指導員を選定
- 2 決定したら、徳島県教育委員会人権教育課へ電話
(※ア 派遣を要請することが可能かどうか要確認)
- 3 徳島県教育委員会人権教育課から、依頼したい指導員の連絡先を聞く
- 4 指導員へ連絡をして、日程や内容について相談
- 5 派遣申請書(様式1)を徳島県教育委員会人権教育課へメール送信
(※イ 派遣申請書の受付は、原則、12月末まで)
- 6 派遣依頼書(様式2)を指導員へ送付

[事業実施後]

- 7 実施報告書(様式3)を徳島県教育委員会人権教育課へメール送信
(※ウ 実施後7日以内)
- 8 備考
申請内容について変更がある場合、速やかに徳島県教育委員会人権教育課へ連絡してください。

令和8年度 徳島県人権教育指導員名簿 (R8. 4. 1)

50音順 敬称略

氏 名	指導いただけるテーマ	氏 名	指導いただけるテーマ
あいば かつひこ 饗場 和彦	外国人、北朝鮮問題（拉致など）	なかほら さ お え 中原 サラ江	同和問題、女性
あべ かつよ 阿部 和代	子ども（児童虐待・いじめ）	なかむら まさのり 中村 正則	様々な人権問題（バリアフリー）
いしお かつひと 石尾 和仁	「部落史の見直し」から考える人権学習	ながた ま こ 永田 真己	性的マイノリティ、LGBTQ+、男女格差、包括的性教育、インターネットによる人権侵害
いなむら けんいち 稲村 健一	子どもを取り巻く人権問題、部落の歴史（特に部落の起源）、識字問題（同和問題）	ながはら あきひろ 長原 章博	知的・発達障がい者（児）の理解
いぬづか ひろつね 犬塚 弘経	被収容者、出所者の人権	にしもと あつひと 西本 篤人	子どもと人権、識字学級と同和問題 歌や人から学ぶ人権
いのうえ あけみ 井上 明美	生命（いのち）の安全教育、ジェンダー平等、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）	はまだ まさこ 濱田 雅子	人権尊重の話し合いスキル、ファシリテーション
うえた たくや 上田 託也	インターネット上の人権侵害 人権教育（小学校）	ばんどう ひでのり 板東 秀則	人権全般（普遍的な視点も含む）
うちうみ ちぐさ 内海 千種	犯罪被害者等におこる心理的反応	ひらた す み こ 平田 壽美子	障がい者（盲導犬ユーザー）
おおした なおき 大下 直樹	高齢者	ひらの ゆ み こ 平野 由美子	人権全般（女性、子ども、ハンセン病回復者）
おおた みつとし 太田 光俊	人と人の繋がり大切さ （青年海外協力隊の経験から）	ひろせ り さ 弘瀬 理沙	同和問題、子ども（いじめを含む）、インターネットによる人権侵害
かない じゅんこ 金井 純子	災害時における人権問題	まき いつま 牧 逸馬	同和問題、子ども、人権全般（普遍的な視点も含む）
きし ち え こ 貴志 知恵子	生命（いのち）の安全教育、ジェンダー平等、子ども、包括的性教育	まつの いちろう 松野 一郎	障がい者
きたはま みちこ 北濱 道子	就学前の人権教育	まるおか み え 丸岡 美枝	生命（いのち）の安全教育、人権と性（ジェンダー、性の多様性）、包括的性教育
くにかた しょうこ 國方 晶子	刑務所出所者等の社会復帰について	みやもと ひさのり 宮本 尚則	障がい者に関すること
く め としくに 久米 利國	人権全般（普遍的な視点を含む）、子ども（いじめを含む）	むかい けんいち 向井 健市	障がい者（盲導犬ユーザー）
ささか かつお 笹賀 和男	ヤングケアラー	もりきた ひろふみ 森北 博文	同和問題、子ども等についての人権学習
ささがわ ただひろ 笹川 忠博	フィールドワークに学ぶ同和問題	もりもと はつよ 森本 初代	様々な人権問題（ホームレス）
たけなか あきひろ 竹中 章公	人権全般（普遍的な視点も含む）	ゆあさ しんすけ 湯浅 眞典	インターネットによる人権侵害
つるの かつこ 鶴野 克子	障がい者（盲導犬ユーザー）	よしだ ありのり 吉田 有礼	人権全般（普遍的な視点、部落史等）
とくやま とみこ 徳山 富子	人権全般（同和問題、障がい者、ハンセン病回復者、子ども（自尊感情））	よしだ はつこ 吉田 初子	同和問題（フィールドワーク等）

「性的マイノリティ」学校教育支援スタッフ派遣事業について

1 目 的

性的マイノリティに関する事案に対応するため、学校教育支援スタッフを学校、市町村教育委員会等に派遣し、研修や教育相談を行い、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援することを目的としています。

2 派遣対象

次のような研修、相談等においてスタッフを派遣します。

- (1) 学校、市町村教育委員会等が実施する研修に関すること
- (2) 授業に関すること
- (3) 教職員からの教育相談に関すること
- (4) その他委嘱要領で必要と認めるもの

3 派遣申請及び実施報告

スタッフの派遣を希望する学校、市町村教育委員会等は、あらかじめ徳島県教育委員会人権教育課と協議し、当該派遣要請の可否を確認した上で、各スタッフと日程、内容等について打ち合わせを行ってください。その後、派遣申請書（様式1）を人権教育課に提出するとともに、派遣依頼書（様式2）を当該スタッフへ送付してください。終了後には、実施報告書（様式3）を人権教育課に提出してください。申請手順については、別紙を参考にしてください。

なお、各様式については、各校種のグループウェア掲示板に掲載いたします。

4 経 費

スタッフに対する謝金及び旅費は、別に定める基準により、人権教育課が負担します。

5 スタッフ

学校教育支援スタッフとして、大学等において臨床心理学を専門とする教授、臨床心理士資格を有するスクールカウンセラー、性的マイノリティの専門的知見を有する弁護士及び人権教育指導員（元公立学校長）へ委嘱していますので、徳島県人権教育課までお問い合わせください。

〈問合せ先：人権教育課教育推進・支援担当 電話 088-621-3155〉

(別紙)

多様性を認め合う人権教育支援事業

「性的マイノリティ」学校教育支援スタッフ派遣の手順

- 1 徳島県教育委員会人権教育課へ電話
(※ア 派遣を要請することが可能かどうか要確認)
- 2 徳島県教育委員会人権教育課から、スタッフの連絡先を聞く
- 3 スタッフへ連絡をして、日程や内容について相談
- 4 派遣申請書(様式1)を徳島県教育委員会人権教育課へメール送信
(※イ 派遣申請書の受付は、原則、12月末まで)
- 5 派遣依頼書(様式2)をスタッフへ送付

[事業実施後]

- 6 実施報告書(様式3)を徳島県教育委員会人権教育課へメール送信
(※ウ 実施後7日以内)
- 7 備考
申請内容について変更がある場合、速やかに徳島県教育委員会人権教育課へ連絡してください。

「心に虹をかけた まほうの言葉」

作品募集事業について

心が晴れわたるようなうれしい言葉や、不安な気持ちを晴れやかにしてくれた言葉、その言葉が生まれたときのエピソードに関する作品を募集します。

人と人とのつながりや命の大切さとともに、自分を励まし支えてくれている人への感謝の気持ちについて考える機会を県民にもっていただき、人権尊重の精神の涵養を図ります。

また、受賞作品をパネル等にして、人権教育・啓発に活用することで、人権が尊重される誰にとってもやさしい社会づくりに向けた人権意識の高揚や行動化につなげていくことを目的としています。

【令和8年度作品募集】

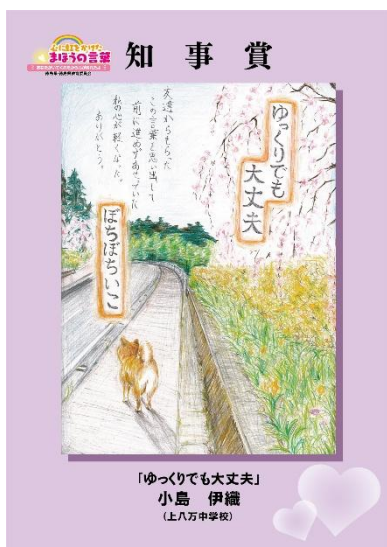
1 募集時期 7月上旬から9月上旬

2 募集作品

- (1) 人と人とのつながりや命の大切さ、感謝の気持ちが伝わる 400文字以内のメッセージやエピソード（言葉、文章、詩、手紙 等）
- (2) 心が晴れわたるようなうれしい言葉や、不安な気持ちを晴れやかにしてくれた言葉、その言葉が生まれたときのエピソードに関する作品 等
- (3) 作品は文章に、絵（イラスト）や写真を組み合わせてもよい

※作品募集の詳細については後日、募集チラシ及び各種広報等でお知らせします。

【令和7年度入賞作品】



〈問合せ先：人権教育課 研修・支援担当 電話088-621-3156〉

人権教育・啓発用パネルの貸出しについて

徳島県教育委員会では、市町村で開催される人権フェスティバルや学校での行事等で活用していただけるよう、人権教育・啓発パネルを貸出しています。パネルの貸出しを希望される方は、徳島県教育委員会人権教育課までお申し込みください。

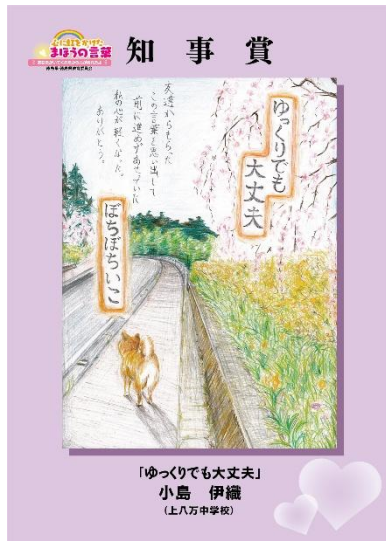
1 貸出先

県、市町村・市町村教育委員会、学校、社会教育団体及びその他人権教育課長が認めた団体・機関等

2 パネルの内容

- (1) 差別落書き防止
- (2) 「心あたたまる パワーフレーズ」入賞作品（R2 年度）
- (3) 「やさしさつながる ほっとHOTメッセージ」入賞作品（R3・R4・R5 年度）
- (4) 「心に虹をかけた まほうの言葉」入賞作品（R6・R7 年度）
- (5) 社会教育における人権教育資料(X)「なくそう！児童虐待 守ろう～体罰等によらない子育てを広げよう～」

【令和7年度入賞作品】



3 その他

- (1) 「心に虹をかけた まほうの言葉」「やさしさつながる ほっとHOTメッセージ」、「心あたたまる パワーフレーズ」の入賞作品については、徳島県教育委員会人権教育課ホームページでご覧いただくことができます。
- (2) 貸出申込書については、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

〈問合せ先：人権教育課 研修・支援担当 電話088-621-3156〉

あったかハートつながり隊・ひろがり隊事業について

1 目 的

県内の大学で人権の視点に立った活動を展開しているサークル等が、「あったかハートつながり隊・ひろがり隊」を組織し、幼・小・中・高・特別支援学校等の要請に応じて人権の視点に立った活動プログラムを提供することにより、学校等の人権教育の推進に資することを目的としています。

2 参加サークル

令和7年度の参加サークルは、次のとおりでした。

- 鳴門教育大学 ○手話サークル ぱぴぷぺぽ
- 四 国 大 学 ○ゴールデンZクラブ
- 手づくりおもちゃクラブ
- フレンドリーキッズクラブ

3 利用手続き

本事業の利用を希望する場合は、次のことについて考慮した上で、人権教育課までお問い合わせください。（人権教育課 電話 088-621-3157）

- (1) 希望するサークル
- (2) 活動日時及び場所
- (3) 行事等の概要
- (4) 活動に必要な人数
- (5) サークルの活動への要望等
- (6) 連絡先（担当者）等

4 その他

- (1) 依頼については、人権教育課がサークルと日程等を調整します。その後、詳細については、人権教育課から連絡しますので、サークルの代表者等と協議してください。サークルによっては、オンラインでの交流も可能です。
- (2) 活動は、大学の夏休み等の長期休みや土・日・祝日が中心となります。
- (3) 平成24年度から本事業はゼロ予算となっているため、大学生の交通費等は依頼者に負担していただいております。



第1回交流研修会の様子

社会教育における人権教育資料の活用について

1 趣 旨

PTA等の学習活動や社会教育の場で、人権尊重の理念に対する理解を深め、それを体得できるよう人権教育資料を作成し、人権尊重の精神の涵養を図っています。

2 社会教育における人権教育資料（Ⅻ）

（災害と人権 ～災害時における人権を守ろう～）



政府の地震調査委員会は、令和7年9月に南海トラフ地震の今後30年以内に起きる確率が「60%から90%程度以上」とであると公表しました。本県ではそのほかにも、中央構造線活断層帯をはじめとする地震や、台風、線状降水帯などによる自然災害の発生が強く懸念されています。

そこで、徳島県教育委員会では、災害時における人権問題を自分の問題として捉え、一人一人の人権を守り、「災害と人権」について学びを深める教育・啓発を推進していくため、この資料を作成しました。学校をはじめ、PTAや社会教育の場で活用されることを願っています。

【主な内容】

- 災害時における人権問題
- 災害時要配慮者等の人権
- 様々な避難の状況から考えましょう
- 男女共同参画の視点による取組
- 共助（きょうじょ）の意識を高めよう
- 災害時における偏見や差別をなくそう
- 防災に関する情報や人権に関する相談窓口

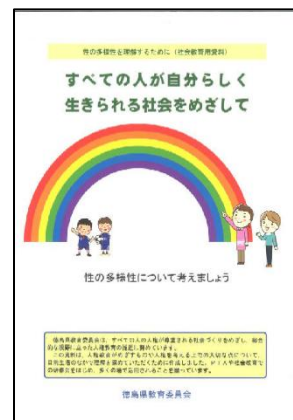
3 社会教育における人権教育資料（性の多様性を理解するために）

性的マイノリティの子どもたちは、生きづらさを感じ、一人で思い悩んでいる可能性があります。また、いじめやからかいの対象になりやすい現状があり、正しい理解が求められます。

このような状況を踏まえ、性的マイノリティの問題を学校や社会において早急に対応しなければならない課題と捉え、性の多様性についての理解を促進し、多様性を認めあう人権教育を進めていく必要があると考え本資料を作成しました。御活用ください。

【主な内容】

- 女性、男性のイメージについて考えよう
- 性の多様性について
- 性的マイノリティの方の思いを知ろう
- カミングアウトについて
- アウティングについて
- 相談窓口



4 社会人権教育資料（Ⅰ）～（Ⅳ）、社会教育における人権教育資料（Ⅴ）～（Ⅺ）

これまで社会人権教育資料（Ⅰ）～（Ⅳ）及び社会教育における人権教育資料（Ⅴ）～（Ⅺ）を作成しています。それぞれのテーマは次のとおりです。

社会人権教育資料（Ⅰ）・・・わたしから 人権尊重のまちづくり

社会人権教育資料（Ⅱ）・・・考えよう！ 私の人権 あなたの人権 みんなの人権

社会人権教育資料（Ⅲ）・・・すべての人の基本的人権を尊重するために

社会人権教育資料（Ⅳ）・・・自分を大切にしていますか 周りの人を大切にしていますか

社会教育における人権教育資料（Ⅴ）・・・守ろう 私の人権 みんなの人権

～インターネットによる人権侵害から考える～

社会教育における人権教育資料（Ⅵ）・・・考えよう 子どもの人権 防ごう 子どもへの虐待

社会教育における人権教育資料（Ⅶ）・・・人権尊重のまちづくり 気づき 考え 行動へ

社会教育における人権教育資料（Ⅷ）・・・守ろう 私の人権 みんなの人権

～子どもたちが安心してネットを利用するために～

社会教育における人権教育資料（Ⅸ）・・・人権尊重のまちづくり～今、私にできること～

社会教育における人権教育資料（Ⅹ）・・・なくそう！ 児童虐待

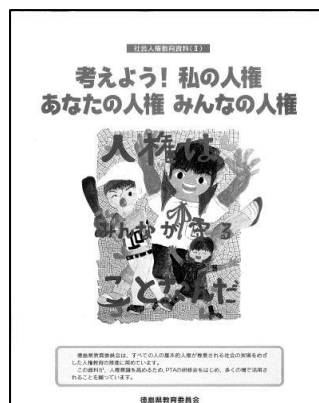
～体罰等によらない子育てを広げよう～

社会教育における人権教育資料（Ⅺ）・・・子どもを性暴力被害から守るために

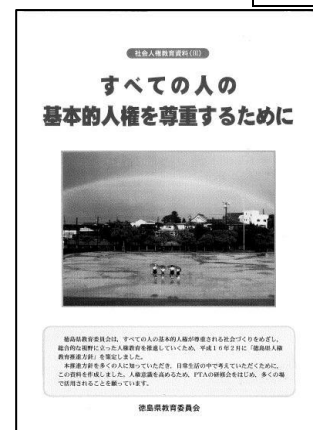
～考えよう 子どもの人権～



(I)



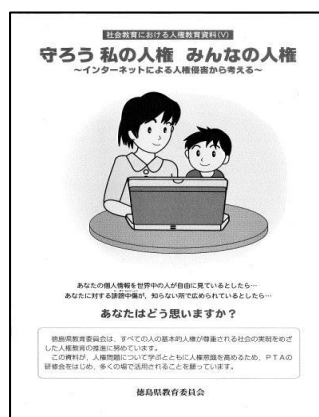
(II)



(III)



(IV)



(V)



(VI)



(VII)



(VIII)



(IX)



(X)



(XI)



(XII)

※各資料は、人権教育課で配付しています。また、人権教育課のホームページからダウンロードし、印刷することができます。ぜひ活用してください。
(問合せ先：人権教育課教育推進担当電話 088-621-3157)

「とくしま こころのサポート」動画について

1 目的

この動画は、児童生徒の心の安心や学校や家庭での人権学習をサポートすることを目的として作成されています。人権学習や教職員研修・保護者研修等にも御利用いただくことができます。

2 対象

小・中学校等、高等学校及び特別支援学校の児童生徒、教職員、保護者

3 動画の内容

児童生徒が安全・安心に生活を送ることができるよう、1人1台端末を活用し、ご家庭で家族と一緒に学べる「セルフケア動画」と、「家庭人権学習動画」の2種類があります。時間は5分程度です。



《心のセルフケア動画》
こころケアちゃんねる FOR CHILD
じぶんメンテ SELFCARE

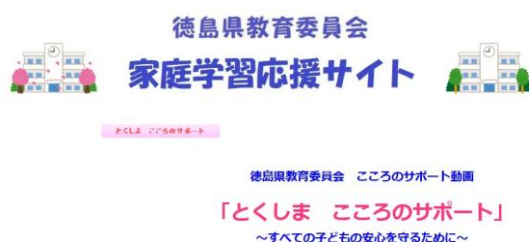
- 1 ストレスとその解消法 (小学生用・中高校生用)
- 2 心と体の元気について (小学生用・中高校生用)
- 3 アンガーマネジメントについて
(小学生用・中高校生用)

《家庭人権学習動画》
じんけん CHANNEL

- 知ろう!考えよう! あなたのわたしのじんけん
- 1 人権ってなんだろう (小学生用)
 - 2 いじめについて (小学生用)
 - 3 スマホやタブレットと
上手に付き合うために (中高校生用)
 - 4 性の多様性について (中高校生用)

4 利用方法

県教育委員会「家庭学習応援サイト」の「とくしま こころのサポート」からお入りください。



県教育委員会「家庭学習応援サイト」
とくしま こころのサポート
二次元コード

〈問合せ先：人権教育課 教育推進担当 電話088-621-3157〉

差別落書き・差別書き込みの防止について

1 差別落書き・差別書き込みとは

特定の個人や団体に対して、偏見や差別にもとづき、人の心を傷付ける内容や差別的な表現を用いた落書きを「差別落書き」といいます。また、インターネット上での差別的言動（誹謗中傷やいじめ、偏見や差別、特定の個人のプライバシーの侵害等）の書き込みを「差別書き込み」といいます。差別落書き・差別書き込みは、悪質な行為で絶対許されるものではありません。人の心を傷付けるとともに、差別意識の助長、拡散につながるなど社会的影響は非常に大きく、重大な人権問題です。

2 差別落書きの特徴

- (1) 一般的な落書きを放置していたところに重ねて差別落書きがなされるという傾向が見られます。
- (2) 差別落書きは、特定の地域の人々や障がい者、在日外国人等を攻撃したり、傷付けたりする言葉で書かれる場合があります。
- (3) 同一人物の筆跡と思われる差別落書きや、同じ場所に何度も書かれた差別落書きも発見されています。
- (4) 発見された差別落書きの周辺を点検すると、新たな別の差別落書きが発見される場合もあります。

3 差別書き込みの特徴

- (1) インターネット上では匿名での情報発信が可能なため、軽い気持ちで誹謗中傷や悪口を書き込んでしまい、加害者となってしまうことがあります。
- (2) 被害がインターネット上で急速に広がってしまうことがあります。
- (3) インターネットの掲示板や投稿サイト等の書き込みを削除しても、他にコピーされて公開されている場合があります、完全に消し去ることは困難とされています。

4 差別落書き・差別書き込み発見時の対応

差別落書きと思われる落書きを発見したときには、その場で消去しないで、現場を保存し紙で覆うなどの処理をした後、速やかに市町村の主管課（教育委員会・人権課等）、施設の管理者へ連絡してください。

市町村の主管課や施設の管理者は、県教育委員会人権教育課（088-621-3157）休日（080-2999-1751）や県多文化共生・人権課（088-621-2187）へ連絡することになります。その後、県教育委員会人権教育課が関係機関等と協力し対応していくことになります。

インターネットの掲示板や投稿サイト等で差別書き込みを発見したときには、情報発信者や掲示板の管理人、投稿サイト運営事業者等に、記事の削除要請や発信者情報の開示請求ができます。自ら削除を求めることが困難な場合は、徳島地方法務局（088-622-4171）に相談してください。

なお、学校におけるタブレット端末やSNS等の利用における差別書き込みがありましたら、市町村立学校は所管の教育委員会を通じて、県立学校は直接、人権教育課へご連絡ください。

5 未然防止に向けて

差別落書き・差別書き込みの防止には、何より教育と啓発が重要です。差別意識や偏見を解消するためには、私たち一人一人が人権の大切さを認識し、他人の痛みや願いが分かる鋭い人権感覚を身に付け、差別を許さず、誰もが幸せに暮らせる社会づくりを進めていくことが大切です。各職場におきましては、所属職員への人権研修の充実を図るとともに、地域住民への啓発の推進をお願いします。

さらに、差別の不当性、差別された人の痛みを共有する中で、情報収集を行い、事件の背景と取り組むべき課題を明らかにし、課題解決に向けた取組を行うためには、日頃から関係機関と十分な連携を図っておくことは欠かすことができません。

また、常に施設等の環境美化に努めるとともに、あらゆる落書きを放置しないようにするなど、日常的な管理を進めることが特に重要です。

差別事件・事象の対応について

1 差別事件・事象の対応

(1) 学校長は速やかに連絡

- ア 学校内で発生した差別事件・事象については、学校長は速やかに教育委員会（県立学校は県教育委員会人権教育課、市町村立学校は所管する市町村教育委員会）へ連絡する。
- イ 必要に応じて教育委員会の指導を受けながら、学校が主体的に事実確認を行う。

(2) 事実調査と確認

- ア 教育は生徒との信頼関係の上に立ってはじめてその成果を上げる。関係者への指導においては、本人の人権を第一に考え、家庭の状況や学校生活等を考慮する。
- イ 事実調査と確認は、2人以上の教職員が当たり、差別された人、差別した人、その他関係した人と順次確認作業を進め、不一致な点が生じないよう確認する。

(3) 学校の取組

- ア 解決に向けては、教育の中立性の確保と学校の主体性を基本に学校自らの教育課題とする。
- イ 事実調査等情報収集に努め、事件の背景と学校が取り組む課題を明らかにする。
- ウ 差別性や問題、取組について教職員の共通理解を図るとともに、関係生徒への指導、全校生徒への指導、教職員研修等を行う。

(4) 文書報告

- ア 学校長は、教育委員会（県立学校は県教育委員会教育長、市町村立学校は所管する市町村教育委員会教育長）へ差別事件に関する文書報告を行う。その際、事件の内容、なぜ差別事件が起きたのか、その背景や原因と問題点、学校の取組の経過、今後の課題等について記述する。

2 取組にあたっての配慮事項など

(1) 差別された人に対する取組

- ア 差別された人の怒りや思いを大切にし、その人権を守ることを第一義として対処する。
- イ 人権問題解決のための実践力を身に付け、差別にくじけず、明るい展望がもてるようにするなど、差別された人への配慮に努める。

(2) 差別した人に対する取組

- ア 本人及び関係者の言動が人権侵害であることを認識させ、十分反省させる。
- イ 相手に与えた苦痛や衝撃を自分自身の問題として受け止めさせ、自己の言動の社会的責任に気付かせる。
- ウ 自分の生活や社会の中にある不合理・矛盾等に気付かせるとともに、差別事件等を起こすことにいたった背景や経過について振り返り、その問題点を認識させる。
- エ 人権問題を自らの問題として受け止められるよう意識の変革を図る。
- オ 人権侵害をなくするため、今後、どのような行動をするか反省の上に立って自覚させる。
- カ 差別した人の人権にも配慮する。

(3) 差別事件・事象の受け止めについて

- ア 個人の資質の問題のみとせず、学校全体の問題として受け止め、差別の不合理さを認識させ、差別をなくしていこうとする意欲と実践力を身に付けさせる。

(4) 関係機関との連携

- ア 解決に向けた取組にあたっては、関係機関と十分に連携を図る。

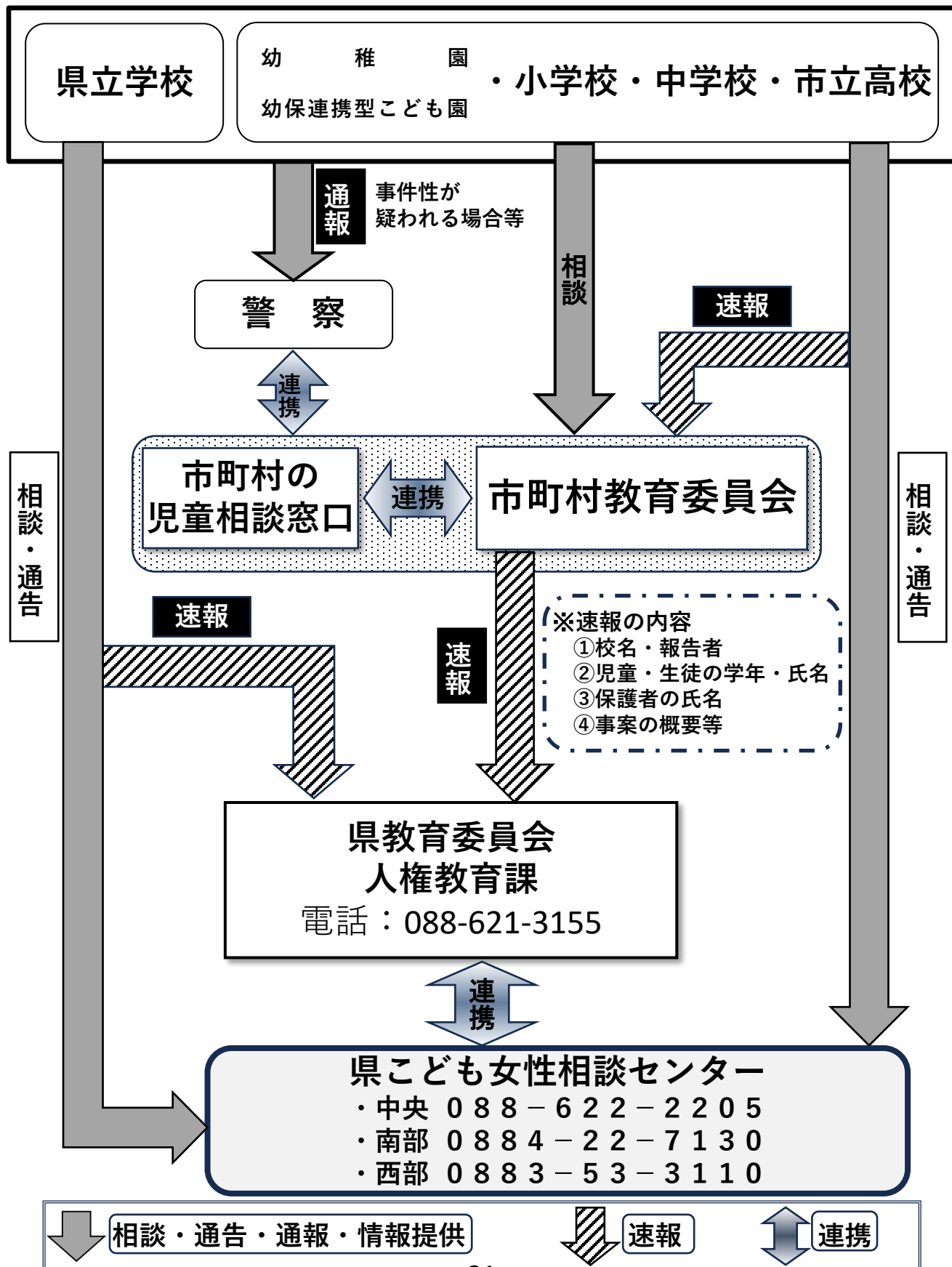
児童虐待に係る連携の強化について

- (1) 学校等においては、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文科省 令和2年6月改訂）や「生徒指導提要」（令和4年12月改訂）に沿って、児童虐待未然防止のための保護者啓発や早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと。
- (2) 学校等及びその設置者においては、情報元を保護者に伝えないこととするとともに児童相談所等と連携しながら、子どもの安全の確保に努めること。
- (3) 保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、
 - ・学校等は、複数の教職員で対応するとともに、設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に設置者と連携し、速やかに市町村・児童相談所・警察等と情報共有し、関係機関が連携して対応すること。
 - ・設置者は、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。
- (4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底を図ること。
 - ・情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とすること。
 - ・事前に機関間で情報共有の仕組みについて合意をすることが望ましいこと。
 - ・学校は、機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者に報告すること。
 - ・緊急時においては、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告すること。
 - ・学校等において休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず、速やかに市町村等に情報提供すること。
 （ただし、不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）
 - ・情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞く等組織的に評価し、関係機関と連携した対応を行うとともに、適切に警察と情報を共有すること。
- (5) 「学校現場における虐待防止に関する研修教材（文科省 令和2年1月）」、「体罰等によらない子育てのために」（厚労省 令和2年2月）を活用し、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

<参考資料>

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の連携の強化について」
 (H31.2.28 初等中等教育局長等通知)

学校で虐待を疑ったとき・発見したときの対応



参考資料

速 報 (児童虐待) 受理票

1 報告者

所属名		職名		氏名	
報告者連絡先					
報告受理日時	令和 年 月 日 曜日 時 分				

2 概 要

発 生 日 時	令和 年 月 日 曜日 時 分				
(ふりがな) 児童生徒氏名		学校 学年		性別	男・女
保護者氏名					
事 案 の 概 要	☐ 誰から ☐ いつから ☐ 頻度・どのような ☐ 外傷等の状況 ☐ 家庭の状況（兄弟姉妹、同居家族の状況）				
	注 意 ※これは、速報を受けた際に、県教育委員会で使用する受理票です。速報の連絡は、電話でお願いいたします。				
虐 待 の 種 類					